

北海道告示第 11138 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 6 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

自動車の賃貸借 一式（1 月当たりの単価） 1 台分

(2) 契約の目的の仕様等 仕様書による

(3) 契約期間

令和 7 年(2025 年) 9 月 24 日(水)から令和 12 年(2030 年) 9 月 13 日(金)まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所

水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課駐車場（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）

(5) 支出負担行為担当者

北海道知事 鈴木 直道

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和 7 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（物品の賃貸借の資格のうち、資格の種類別に区分した分類 31（賃貸借 自動車）に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 北海道内に本店を有し、かつ、石狩振興局管内に本店、支店又は営業所を有していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 7 年(2025 年) 6 月 27 日（金）から同年 7 月 15 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時（初日は午後 1 時）から午後 5 時（最終日は午後 3 時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。なお、電子メールにより申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式は PDF、Word 又は Excel とすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道出納局会計管理室調達課

(電子メールによる場合は、choutatsuka.ishikari@pref.hokkaido.lg.jp へ
送信した後、011-204-5063 に電話連絡すること。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 出納局入札室（札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階）

(2) 入札日時 令和7年7月24日午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で入札（有効な入札に限る。）した者のうち、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準により、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

10 落札者決定基準

落札者決定基準は、別記による。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道出納局会計管理室調達課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電話番号 011-204-5063

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(5) 部分払

部分払はしない。

(6) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。